

○総務省訓令第 号

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令
電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>[第 1 章～第 8 章の 2 略]</p> <p>第 9 章 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続約款又は接続協定の認可・変更の認可（第 1 4 条・第 1 5 条）</p> <p>[第 1 0 章～第 1 6 章 略]</p> <p>附則</p> <p>（審査基準）</p> <p>第 1 5 条 認可は次の各号（協定の認可を行うに当たっては、(1)ア及びイを除く。）のいずれにも適合していると認められる場合に行う。</p> <p>(1) 法第 3 3 条第 4 項第 1 号関係</p> <p>次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。ただし、エについては、特段の事情が認められる場合を除き、<u>電気通信役務に関する料金を負担する利用者が当該料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が、当該料金を定める電気通信事業者として定められていること。</u></p> <p>ア 施行規則第 2 3 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件</p> <p>イ 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 1 2 年郵政省令第 6 4 号）第 4 条で定める機能ごとの接続料</p> <p>ウ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその他の電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項</p> <p>エ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別</p> <p>オ 施行規則第 2 3 条の 4 第 2 項で定める事項</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p>附 則</p>	<p>目次</p> <p>[第 1 章～第 8 章の 2 同左]</p> <p>第 9 章 [同左]</p> <p>[第 1 0 章～第 1 6 章 同左]</p> <p>附則</p> <p>（審査基準）</p> <p>第 1 5 条 [同左]</p> <p>(1) 法第 3 3 条第 4 項第 1 号関係</p> <p>次に掲げる事項が適正かつ明確に定められている<u>こと。</u></p> <p>ア [同左]</p> <p>イ [同左]</p> <p>ウ [同左]</p> <p>エ [同左]</p> <p>オ [同左]</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p>

この訓令は、令和 4 年 月 日から施行する。